

天の川沿岸

## 土地改良だより



第40号

平成25年8月1日

米原市飯12-3

水土里ネット天の川  
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail:amanogawa@sepia.ocn.ne.jp  
http://amanogawa.jp/

## 改良区だより

理事長 田辺和雄

## 発刊ご挨拶

今春は例年に無い少雨となり、毎日暑い日が続いていますが、組合員の皆様におかれましては、益々ご健のこととお慶び申し上げます。

平素は、当土地改良区の運営並びに事業の推進に、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

このたび役員の任期満了に伴い、去る三月の通常総代会で新役員二十六名が選任され、その後、役員全員協議会において理事長に推挙されました。大変光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感しているところです。つきましては、役職員が一丸となつて誠心誠意職責を全うする所存でありますので、前任者と同様何卒変らないご指導等を頂きますようよろしくお願ひ致します。

さて、国では5月末に安倍首相が第2弾の成長戦略を発表し、農業分野では「攻めの農林水産業」を柱に、農地集積や六次産業化、輸出の促進等の施策を総動員して「農業・農村

の所得倍増目標」が掲げられました。また、農地保全管理や中山間地直接支払を含した「日本型直接支払制度」が本格的に議論されることとなりました。一方で、基幹的農業者の平均年齢が六十六歳という高齢化、滋賀県面積に匹敵する耕作放棄地の増大など農業の厳しい現状も指摘されたところであります。今後これらを後押しする各種施策が次々と打診されると思いますが、大いに期待しているところであります。

当土地改良区は、多くの土地改良施設を受け持つておりますが、これは先祖が當々と築き上げ大切に守ってきた貴重な地域の財産であります。この施設を適切に維持保全し、後世にしつかり引継ぐことは、我々に課せられた義務と言えます。

今日迄に、各種かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施してきましたが、築造後二十九三十年以上経過し耐用年数を超える一部の施設で、補修・更新等手を加える必要が増え

尚、ご承知のとおり、関西電力の電気代が今年の四月から二割近い値上げが実施され、改良区の財政を大きく圧迫して参りました。今後とも無駄な用水、排水が無いよう徹底的な見直しを行い、電力経費の節減に取り組む所存であります。

以上、改良区の重要な使命である適正な施設の維持管理に、最大限努力して参りますので、格段のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員皆様のご健勝、ご多幸を祈念しまして、改良区だより発刊のご挨拶と致します。

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、平素より土地改良施設の管理・運営にご尽力いただきとともに、地域の農業経営の効率化に向け、様々な取組みを進めていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、最近の社会情勢に目を向けて、東日本大震災による福島第1原発事故の影響で国内原子力発電所の運転停止に伴う電力料金の高騰により、農業水利施設の稼働、維持管理に大きな影響を与えております。この電力問題につきましては、農業者のみならず、全ての者にとっての課題であると認識しております。このため米原市では、原子力エネルギーへの依存とリスクを減らすために、市の地域資源である水力や木質バイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーの利用を促進する必要があると考えております。今後、貴改良区においても農業用水利

施設を利用した再生可能エネルギーの導入について前向きに検討を進めていかれることを期待しております。

このような中、国の農業関連予算では、平成24年度補正、平成25年度予算で大幅な予算増となりました。本市といたしましても、この大型予算により、各種事業に取り組んでいるところでございます。貴土地改良区におかれましては、農業水利施設保全合理化事業や農業基盤整備促進事業に取り組まれており、円滑な事業推進を望むところでございます。

また、県の今後の取り組みといたしましては、耐用年数が到来している農業水利施設について、限られた財源の範囲で効率的な施設の維持管理手法として「アセットマネジメント」を導入され、計画的におこなわれます。貴改良区においても、揚水機場や頭首工等から



## ご挨拶

米原市長 平 尾 道 雄

の水路・送水管路等延長約150kmに及ぶ農業水利施設を管理されており、この内約30kmの水路は昭和30年代に整備されたものとなつておられます。農業用排水路は地域の財産で、将来に渡り健全に維持保全をしていく必要があります。農業用排水路は地域の財産で、将来に渡り健全に維持保全をしていく必要があります。

このような状況の中、貴改良区におかれましては、管内の自治会と農業用水施設の維持保全活動に

ついての、新たな体制づくりを進めながら維持管理体制組織を構築

ます。

最後になりましたが、天の川沿

岸土地改良区の今後益々の御発展と組合員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

**第59回通常総代会**

議長

第59回通常総代会開催

第59回通常総代会が去る3月13日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代40名中36名の出席のもの、湖北農業農村振興事務所田園振興課古川課長、米原市農林振興課の高畠参事のご臨席を賜り、議長に筑摩の竹中良春氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおり可決、承認されました。

調査計画に  
着手！

## 天の川揚水機場電気設備・水管理施設の更新に向けて

天の川揚水機場は昭和62年から運転を始め、平成4年には水管理施設が整備され遠隔監視制御による管理システムの運用が始まりました。ポンプ、モーター等の機械設備は既に県営事業でオーバーホールを実施し、水管理施設は中央管理所の部分的な更新を行いました。しかしながら、電気設備や水管理施設の情報伝達関係及び14箇所ある分水工の装置・計器類が、耐用年数を超えており老朽化による故障の頻度が増す傾向にあり補修経費も嵩んできています。修理や予備品対応等で施設の長寿命化を図っていますが、20年を経過し製造中止の部品もあり早期に更新する必要が生じています。

そこで、現在、国の補助事業を利用して天の川揚水機場電気設備・水管理施設の更新整備事業の採択に向けた調査計画業務を発注し調査検討に入っています。

今後の予定としては、今年度と26年度で更新事業に向けた計画策定と、組合員の皆様から御同意をいただくことを含めた土地改良法に基づく手続きを進め、平成27年度事業採択を目指しています。

具体的な内容、事業費、負担金等につきましては、調査計画を進める中で一定の精度でまとまり次第お知らせします。

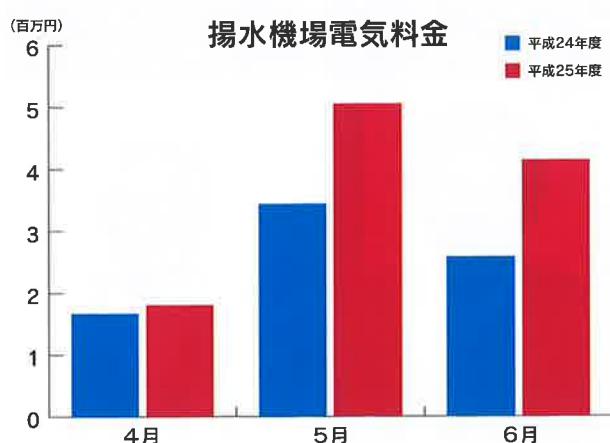


## 電気料金値上げに係る賦課金値上げの検討開始！

この4月から電気代が値上がりとなり、琵琶湖等を水源としたポンプ揚水に一定量を依存している当土地改良区にとって財政上大変厳しい状況になっています。

このことは、昨年末から想定し試算・検討の上、今年は出来得る限り節減の努力をして、特別会計からの繰入金で凌ぐこととし、この1年は賦課金値上げを視野に入れた検討期間と位置付けました。一方で、県下の琵琶湖逆水の形態をとる18の土地改良区では、今年から何らかの値上げをされた地区が半分を数えます。

このような中、4月からまとまった雨が降らず少雨傾向が続いている、6月までの電気代は下記に示すように、想定をはるかに超えた金額となっています。



当土地改良区においても、来年度は賦課金の値上げが避けられない状況になりつつあります。特に、今年のような気象条件も考慮し、併せて先に記載しましたとおり、準備段階に入っています更新事業の負担金との兼合いについても十分配慮しながら慎重に検討していきたいと考えています。

左記のグラフは、天の川、息長、番場揚水機場及び低圧電力を含めた電気料金の合計額です。かんがい期間の前半だけで、前年度よりも約330万円増加しています。参考までに関係する受益面積は、6,460反です。

## 員外理事

米原市長  
平尾道雄

## 理事長

新庄  
田辺和雄

## 新役員(理事・監事)決まる

役員の任期満了に伴い、第59回通常総代会で新役員の選任が行われ、次の皆さんのが就任されました。

また、3月28日に第22期土地改良区役員全員協議会を開催し、理事長に田辺和雄氏を選出し、また副理事長には北村新一郎氏を選出、代表監事に北川茂行氏を選出、同時に各委員会を構成して執行体制を確立しました。

理事  
工事委員長箕浦敏夫  
西野敏夫

## 理事

用排水委員長／収納対策副委員長

上多良  
飛戸利勝

## 理事

庶務会計委員長／収納対策委員長

下多良  
角田義明副理事長  
用排水委員宇賀野  
北村新一郎理事  
庶務会計委員多和田  
北澤義行理事  
工事副委員長筑摩  
北邨正明理事  
用排水副委員長岩脇  
林節雄理事  
庶務会計副委員長頭戸  
柏淵忠雄理事  
庶務会計委員高溝  
田中喜代廣理事  
庶務会計委員枝折  
森正樹理事  
庶務会計委員寺倉  
木田勝幸理事  
庶務会計委員番場  
酒井傳衛

**土地改良事業功労者表彰**

平成25年3月22日、土地改良事業功労者表彰が行われ、当改良区前理事の北村善男氏が滋賀県土地改良事業団体連合会会長表彰を受賞されました。おめでとうございました。

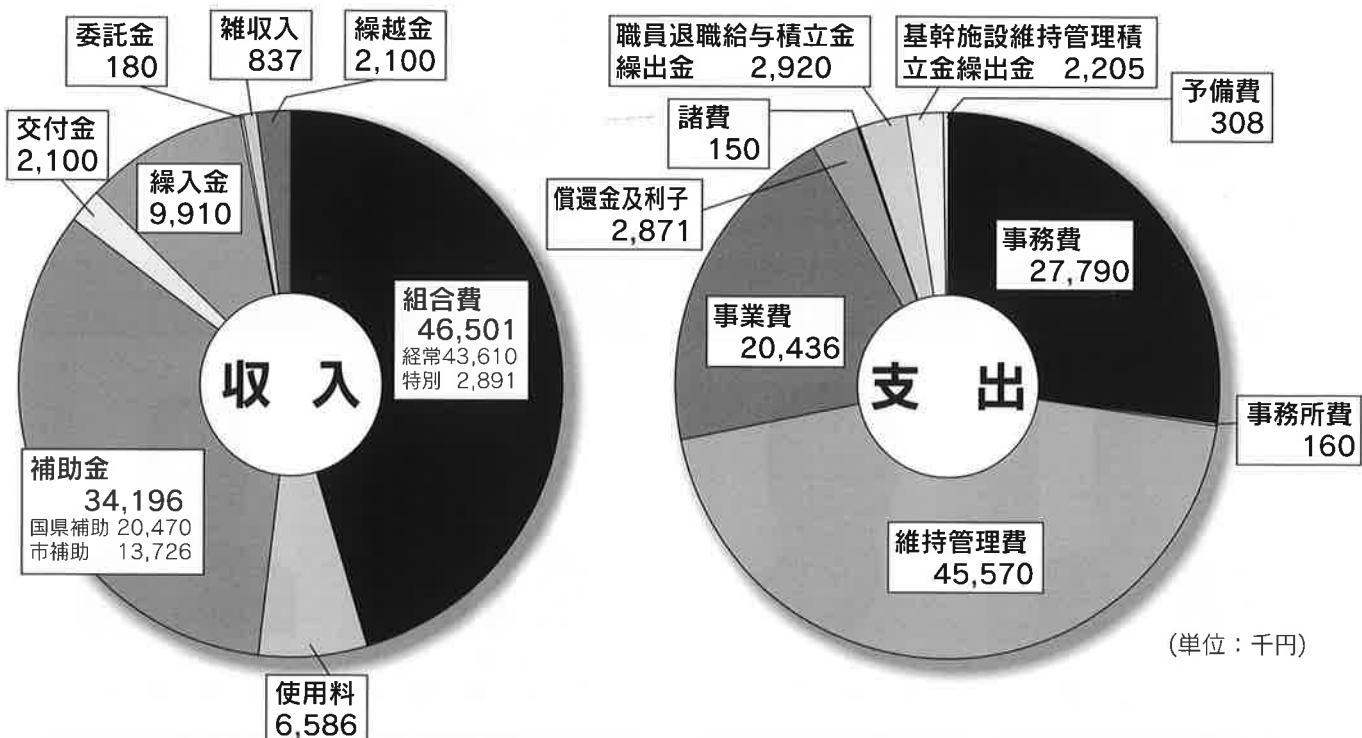
**（退任された役員の皆さん）**  
 德田満夫氏、泉峰一氏、北村貞夫氏、北村善男氏、澤高清氏、吉岡恆治氏、寺村健氏、廣田忠雄氏、藤田一義氏、高田清幸氏、谷村純一氏、北村喜重氏、前川謙二氏、吉田広範氏、粕渕源一氏、小路孝重氏、山川金二郎氏、児玉勲勇氏、木村敬吉氏、後藤法泉氏、吉原芳次氏、中嶋孝晴氏

今回の役員改選に当たり、ご退任されました皆様におかれましては、長きにわたり当改良区業務の運営並びに事業推進に格別のご指導ご尽力を頂きました。大変ご苦労様でございました。  
 今後も当改良区にご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。益々のご活躍をお祈り申し上げます。

**役員退任**

# 平成25年度一般会計収支予算

**総額 1億241万円**



## 平成23年度収支決算

### 一般会計

収 入	金 額	支 出	金 額
1. 組合費	49,468,445	1. 事務費	27,048,700
2. 使用料	5,917,506	2. 事務所費	104,365
3. 補助金	19,050,568	3. 維持管理費	38,385,655
4. 交付金	76,000	4. 事業費	1,557,844
5. 繰入金	7,130,000	5. 償還金及利子	10,633,547
6. 委託金	180,000	6. 諸費用	172,437
7. 雜収入	600,728	7. 職員退職給与積立金繰出金	3,340,000
8. 繰越金	3,766,490	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	2,205,000
合 計	86,189,737	合 計	83,447,548

差引 2,742,189円を平成24年度へ繰越

### 特別会計残高

	(円)
農地転用	227,206,628
職員退職給与積立金	55,020,909
基幹施設維持管理積立金	79,998,712
土地改良施設財産処分積立金	21,527,518
事務所維持管理積立金	28,941,766
増加維持管理基金	79,320,742
合 計	492,016,275

## 平成25年度 農地転用決済金

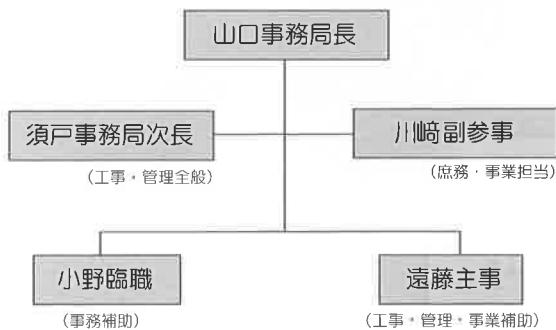
地区	金額(10アール当り)
かん排地区	410,500円
普通地区	177,200円
特別1地区	76,400円
特別2地区	112,100円

改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合また田を畑に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

## 平成25年度天の川沿岸土地改良区事務局組織図

平成25年4月1日現在



## 平成25年度 賦課金額

### 1. 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

### 2. 特別賦課金

①ほ場整備事業賦課金 (ほ場整備償還金: 10アール当り)

工区	単価	償還残年数
能登瀬	17,100円	最終年
新庄箕浦顔戸	14,950円	最終年
日光寺	33,200円	2
多和田	35,660円	2
蒲原	17,040円	最終年
寺倉	18,470円	2
西円寺	25,100円	3
岩脇	29,380円	4
番場	16,440円	3

②ほ場整備事業経常費: ほ場整備償還継続地 150円  
(10アール当り)

## 平成25年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
国営造成施設管理体制整備促進事業	・土地改良施設の多面的機能促進のための支援事業 管理体制整備推進活動・強化支援 予防保全対策	10,848
農業水利施設保全合理化事業	・天の川揚水機場の電気設備・水管理施設更新整備 事業採択に向けた調査計画業務	7,200
流域田園水循環支援事業	・農業排水のリサイクル活用により琵琶湖への負荷軽減 施設の高度利用・濁度測定	3,600
農業基盤整備促進事業 (旧称: 農業体质強化基盤整備促進事業)	【定額助成】 ・区画拡大(畦畔除去・均平作業) ・暗渠排水	12,896

### 平成25年度 改良区の概要 (H25.4月現在)

組合員数 1,803名  
地区面積 693.5ha

### 訃報

地域農業の発展のためにご尽力いただいた総代の川崎源一氏(飯)には、病気療養のかいなく1月に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

# 組合員資格等に変更があった場合は必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続きとは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき組合員名簿等関係台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されます。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※また、各種届出書はホームページからもダウンロードできます。

## 「組合員資格得喪通知書」の記入例

<b>組合員資格得喪通知書</b>						
下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。						
平成25年8月1日						
現資格者	住 所	米原市飯 12-3				
		氏 名 天の川 太郎 				
新資格者	住 所	米原市飯 12-3				
	(フリガナ)	アマノガワ イチロウ 				
	氏 名	天の川 一郎				
	生年月日	昭和50年 9月 1日				
天の川沿岸土地改良区理事長 様						
記						
1. 資格得喪の対象たる土地						
大字名	小字名	地 番	地 目	用 途	地 積	備 考
飯	○ ○	○ ○	田	田	1,000	m <sup>2</sup>
2. 資格得喪の原因及びその時期						
(1) 原 因 経 営 移 譲						
(2) 時 期 平成25年8月1日						

現資格者が死亡しておられる場合は、印鑑は不要です。

印鑑は認印で結構です。

(1)の欄は、経営移譲、相続（相続が完了していない場合は死亡と記入）、贈与、売買、交換等をご記入ください。

# 組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により  
通知します。

平成 年 月 日

現資格者 住 所

氏 名

印

新資格者 住 所

(フリガナ)

氏 名

印

生年月日 年 月 日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

## 1. 資格得喪の対象たる土地

大字名	小字名	地 番	地目	用途	地 積	備 考
					m <sup>2</sup>	

## 2. 資格得喪の原因及びその時期

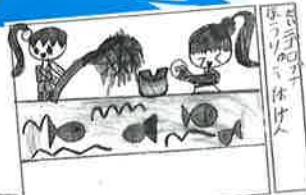
(1) 原 因

(2) 時 期

切り取り線

# 21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策集落活動組織、関係機関と連携を図り、ニゴロブナの稚魚放流体験学習会や水生生物観察会、水質調査学習等を実施しました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割や水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動を展開していきたいと思います。



## ～人権感覚を高めるために～

「人権」とは、すべての人が、人として幸せに生きるためにの権利であり、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるためには、個別の課題についての知識や理解を深めるだけでなく、「自分の大切さ」と「他人の大切さ」を認められるよう、人権感覚を高めることが大切です。

- ・人とのかかわりの中で、誰もがかけがえのない大切な存在として認められていることが実感できる場面をつくりましょう。
- ・さまざまな角度から物事を見る力と他の人の気持ちに共感できる想像力を高めましょう。

## 橋の申請について

土地改良区が管理する水路に橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず届出を出して下さい。

## 水路のごみ減量にご協力を!!

水路にごみが流れると水門や取水口、暗渠のスクリーン等で詰まって水路が溢れたり、田んぼに水が届きにくくなります。特に水路の下流地域では多量のごみが流れています。

- ・ごみのポイ捨てをなくしましょう。
- ・水路沿いで刈った草は下流に流れないように工夫しましょう。
- ・風で飛散するようなものは飛ばないように心がけましょう。

これらのごみについては、地域の方々のご協力によって処理していただいている。一人ひとりの心がけがごみの減量につながります。